

浜松市教育委員会会議次第

令和元年12月23日(月)

10時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第56号議案 浜松市立高等学校学則の一部改正について (市立高等学校)

第57号議案 浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について (教育総務課)

6 閉 会

第 5 6 号 議 案
令和元年 1 2 月 2 3 日 提 出

浜松市立高等学校学則の一部改正について

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則（案）

第 1 条 浜松市立高等学校学則（昭和 3 1 年浜松市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（願書の提出）</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、<u>保護者（親権者又は後見人をいう。志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者）に読み替えるものとする。以下同じ。）と連署した入学願書（第 1 号様式）を</u>所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（願書の提出）</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、<u>次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者（親権者又は後見人をいう。入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）に読み替えるものとする。以下同じ。）が連署及び押印をした入学願書を</u>所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 入学志願者の氏名、住所及び生年月日</u></p> <p><u>(2) 保護者の氏名、住所及び入学志願者からみた続柄</u></p> <p><u>(3) 選抜の種類</u></p> <p><u>(4) 入学志願者の学歴及び職歴</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項</u></p>
<p style="text-align: center;">（誓約書）</p> <p>第 1 2 条 入学を許可された者は、<u>保護者と連</u></p>	<p style="text-align: center;">（誓約書）</p> <p>第 1 2 条 入学を許可された者は、<u>次に掲げる</u></p>

<p>署した誓約書（第2号様式）を校長に提出し なければならぬ。</p> <p><u>第13条 保護者に変更が生じたときは、速やかに誓約書を再提出しなければならない。</u> （授業料滞納による出席停止又は除籍）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>第7章 雑則</p> <p>（細目）</p> <p>第30条 （略）</p>	<p>事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした誓約書を速やかに校長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 入学を許可された者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 保護者の氏名及び住所</u></p> <p><u>(3) 校長が必要があると認める事項について誓約する旨</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項</u></p> <p><u>第13条 前条の規定は、保護者に変更が生じたときについて準用する。</u> （授業料滞納による出席停止又は除籍）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>第7章 雑則</p> <p><u>（様式）</u></p> <p><u>第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、委員会（校長に提出する文書の様式にあっては、校長）が定める。</u> （細目）</p> <p>第31条 （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式及び第2号様式 削除

第2条 浜松市立高等学校学則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 入学、退学、休学、編入学、転学、留学等（第9条—第21条）</u></p>

(目的)

第1条 浜松市立高等学校(以下第19条及び第20条の場合を除き、「高等学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(課程の設置)

第2条 高等学校には、全日制の課程を置く。

(学科の設置)

第3条 高等学校には、普通科を置く。

(生徒定員)

第4条 高等学校の生徒定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第5条 高等学校の修業年限は、3年とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

第4章 成績評価、課程の修了及び卒業(第

22条—第24条)

第5章 賞罰(第25条—第27条)

第6章 授業料、入学料等(第28条・第

29条)

第7章 雑則(第30条・第31条)

附則

(目的)

第1条 浜松市立高等学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(課程の設置)

第2条 本校には、全日制の課程を置く。

(学科の設置)

第3条 本校には、普通科を置く。

(生徒定員)

第4条 本校の生徒定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる日について、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) その他校長が必要と認める休業日

2 (略)

(入学)

第9条 高等学校の入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて校長がこれを許可する。

2・3 (略)

(入学資格)

第10条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準じる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願(第3号様式)を校長に提出してその許可を得なければならない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める休業日

2 (略)

(入学)

第9条 本校の入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて校長がこれを許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4・5 (略)

(入学資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準じる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした退学願を校長に提出してその許可を得なければならない。

(1) 退学しようとする者の氏名及び学年

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 退学しようとする理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要

(復校)

第15条 退学した者が復校を希望するときは、保護者と連署した復校願(第4号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(休学)

第16条 病気又はやむを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した休学願(第5号様式)に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出なければならない。

2・3 (略)

(復学)

第17条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願(第6号様式)

要があると認める事項

(復校)

第15条 退学した者が復校を希望するときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした復校願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(1) 復校を希望する者の氏名及び住所

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 退学した年月日

(4) 復校を希望する理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

2 (略)

(休学)

第16条 病気又はやむを得ない理由によって休学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした休学願に、医師の診断書又は理由を証明することができる書類を添えて校長に願い出なければならない。

(1) 休学しようとする者の氏名及び学年

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 休学しようとする期間

(4) 休学しようとする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

2・3 (略)

(復学)

第17条 休学中の者が復学しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該

に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添え、校長に提出してその許可を受けなければならない。

(編入学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願(第7号様式)及び在学、成績、単位履修等の証明書を校長に提出しなければならない。

2 (略)

(転学等)

第19条 他の高等学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

者及び保護者が連署及び押印をした復学願に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添え、校長に提出してその許可を受けなければならない。

(1) 復学しようとする者の氏名及び学年

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 休学の期間

(4) 復学しようとする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

(編入学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした編入学願に、校長が必要があると認める書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1) 編入学しようとする者の氏名、住所及び生年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び編入学しようとする者からみた続柄

(3) 編入学しようとする理由

(4) 編入学しようとする者の学歴及び職歴

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

2 (略)

(転学等)

第19条 他の高等学校へ転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした転学願を校長に提出しなければならない。

(1) 転学しようとする者の氏名及び学年

2 校長は、前項の転学願を適当と認めるときは、その理由を記し、成績証明書を転学先の高等学校の校長に送付しなければならない。

3 他の高等学校から転学を希望する者は、保護者と連署した転入学願（第9号様式）を校長に提出してその許可を受けなければならない。

4 校長は、教育上支障がないと認めて転学を許可したときは、その旨を転学前の高等学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

（留学）

第20条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願（第10号様式）を校長に提出して、その許可を得な

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 転学先の高等学校の名称

(4) 転学しようとする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

2 校長が前項の転学願を適当と認めるときは、転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした転入学願を校長に提出しなければならない。

(1) 転学しようとする者の氏名、住所及び生年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び転学しようとする者からみた続柄

(3) 転学しようとする理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

3 校長は、前項の転入学願に成績証明書を添えて転学先の高等学校の校長に送付しなければならない。

4 他の高等学校から転学を希望する者については、校長は、教育上支障がないと認めるときは、転学を許可することができる。

5 校長は、転学を許可したときは、その旨を転学前の高等学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

（留学）

第20条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした留学

ればならない。

2 (略)

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 (略)

(課程の修了又は卒業の認定)

第23条 (略)

願を校長に提出して、その許可を得なければ
ならない。

(1) 留学しようとする者の氏名及び学年

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 留学先の外国の高等学校の名称

(4) 留学しようとする期間

(5) 留学しようとする理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要があると認める事項

2 (略)

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 (略)

(課程の修了又は卒業の認定)

第23条 (略)

(学校間連携)

第23条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目を併修して単位を修得したときは、当該修得した単位数を本校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、一部の科目を併修しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした併修許可願を、校長を経由して併修先の校長に提出し、その許可を得るものとする。

(1) 併修しようとする者の氏名及び学年

(2) 保護者の氏名及び住所

(3) 併修先の高等学校の名称

(4) 併修しようとする科目、単位数及び期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

(学校外の学修)

第23条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で省令第98条第1号の文部科学大臣が定めるもの

(2) 知識及び技能に関する審査で省令第98条第2号の文部科学大臣が定めるものに係る学修

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(本校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で省令第98条第3号の文部科学大臣が定めるもの

2 校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の定めるところにより合格点を得た試験科目(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)に係る生徒が行う学修(当該生徒が入学する前に行ったものを含む。)を本校における科目の履修とみなし、

<p>(卒業証書)</p> <p>第24条 校長は、<u>高等学校</u>の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書(第11号様式)を授与する。</p>	<p><u>当該科目の単位を与えることができる。</u></p> <p><u>(学校間連携及び学校外の学修による単位数)</u></p> <p>第23条の4 第23条の2の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条第1項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。</p> <p>(卒業証書)</p> <p>第24条 校長は、<u>本校</u>の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書(別記様式)を授与する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式から第10号様式までを削り、第11号様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に第2条の規定による改正前の浜松市立高等学校学則の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の浜松市立高等学校学則の相当規定によりされたものとみなす。

浜松市立高等学校学則の一部改正について

(提案理由)

入学手続きほか学則に規定する事務手続きに関する事項を明確に規定することに伴い、学則で規定している諸様式を削除するため、規則の一部を改正するものです。

あわせて、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う改正内容を学則に規定することで、浜松市教育委員会としての取扱いを明確にするため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

主な改正内容は次のとおりです。

- 1 第11条(願書の提出)ほか、各条項で規定されている第1号様式から第10号様式までを学則から削除します。
- 2 第11条(願書の提出)及び第12条(誓約書)は、令和2年度入学者選抜から適用とするため公布日施行とします。(第1条関係)
- 3 学校教育法施行規則第4条の規定により学則に規定しなければいけない事項について、省令等の施行に伴う改正内容を追加規定します。(第2条関係)

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。ただし、第1条は公布日から施行とします。

浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について

住居表示実施地区を通学区域とする浜松市立浜北北部中学校及び浜松市立中瀬小学校の通学区域に、新たに西中瀬一丁目、西中瀬二丁目並びに西中瀬三丁目を加える。

教育長 花 井 和 徳

1 改正案

浜松市立小・中学校通学区域（抜粋）

改正前		改正後	
中学校名	浜北北部中学校	浜北北部中学校	
小学校名	中瀬小学校	中瀬小学校	
区名	浜北区	浜北区	
町名	上島・中瀬・本沢合（中瀬7区町内会）・新原（中瀬4区南町内会）・豊保（中瀬4区東・中瀬4区西・中瀬4区南・中瀬7区町内会）	上島・中瀬・ <u>西中瀬一丁目</u> ・ <u>西中瀬二丁目</u> ・ <u>西中瀬三丁目</u> ・本沢合（中瀬7区町内会）・新原（中瀬4区南町内会）・豊保（中瀬4区東・中瀬4区西・中瀬4区南・中瀬7区町内会）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

2 施行年月日 令和2年1月1日

浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について

(提案理由)

住居表示に関する法律に基づき、令和2年1月1日から浜北区中瀬及び豊保の各一部の住居表示が実施され、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目並びに西中瀬三丁目に町名変更されることに伴い、浜松市立小・中学校通学区域を次のように改正するものです。

(改正内容)

住居表示実施地区を通学区域とする浜松市立浜北北部中学校及び浜松市立中瀬小学校の通学区域に、新たに西中瀬一丁目、西中瀬二丁目並びに西中瀬三丁目を加えるものです。

中学校名	小学校名	区名	町名
浜北北部	中瀬	浜北	上島・中瀬・本沢合（中瀬7区町内会）・新原（中瀬4区南町内会）・豊保（中瀬4区東・中瀬4区西・中瀬4区南・中瀬7区町内会）



中学校名	小学校名	区名	町名
浜北北部	中瀬	浜北	上島・中瀬・ <u>西中瀬一丁目・西中瀬二丁目・西中瀬三丁目</u> ・本沢合（中瀬7区町内会）・新原（中瀬4区南町内会）・豊保（中瀬4区東・中瀬4区西・中瀬4区南・中瀬7区町内会）

(施行期日)

この改正は、令和2年1月1日から施行するものです。

【参考】住居表示実施による影響者数

学校	学年	西中瀬 一丁目	西中瀬 二丁目	西中瀬 三丁目	計	(参考) 中瀬小 児童数
中瀬小	新入学	9	3	6	18	
	小1	9	3	1	13	125
	小2	3	2	1	6	120
	小3	4	5	3	12	121
	小4	9	5	2	16	111
	小5	4	6	1	11	114
	小6	8	5	1	14	114
学区外就学等	小1	1			1	
	小6		1		1	
計		47	30	15	92	705

学校	学年	西中瀬 一丁目	西中瀬 二丁目	西中瀬 三丁目	計	(参考) 浜北北部中 生徒数
浜北北部中	中1	2	4	0	6	214
	中2	3	3	2	8	198
	中3	3	2	0	5	195
学区外就学等	中2		1		1	
	中3	1	1		2	
計		9	11	2	22	607